



平成28年 第1回定例会：2月18日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

平成28年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○出席議員（14名）	3
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開 議（午後 2時05分）	5
○諸般の報告	5
○開 会（午後 2時07分）	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
議会運営委員長報告	6
採決	6
○議案第1号ないし第9号の一括上程、提案説明	6
工藤正司 管理者	6
森光弘 事務局長	8
○上程議案の質疑～採決	18
○議案第10号の上程、提案説明	20
工藤正司 管理者	20
森光弘 事務局長	21
○上程議案の質疑	23
質疑 3番 細谷美恵子 議員	23
答弁 程塚 勲 次長	24
質疑 13番 阿部 慎也 議員	24
答弁 片寄仁志 次長	24

○上程議案の討論、採決	2 5
休 憩（午後 3 時 1 5 分）	2 5
<hr/>	
再 開（午後 3 時 2 5 分）	2 5
○議案第 1 1 号の日程追加、提案説明	2 5
工 藤 正 司 管理者	2 6
森 光 弘 事務局長	2 6
○上程議案の質疑～採決	2 6
○一般質問	2 7
3 番 細 谷 美 恵 子 議員	2 7
答 弁 森 光 弘 事務局長	2 9
再質問	3 0
再答弁 森 光 弘 事務局長	3 0
○特定事件の委員会付託	3 0
○正副管理者協議報告	3 1
工 藤 正 司 管理者	3 1
○閉 会（午後 3 時 4 4 分）	3 2
<hr/>	
○署名議員	3 3

鴻環資組告示第1号

平成28年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を、2月18日小針クリ
ーンセンター2階会議室に招集する。

平成28年2月8日

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 工藤正司

平成28年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録

○ 議事日程

平成28年2月18日（木） 午後2時05分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 鴻巣行田北本環境資源組合行政手続条例

議案第2号 鴻巣行田北本環境資源組合情報公開条例

議案第3号 鴻巣行田北本環境資源組合個人情報保護条例

議案第4号 鴻巣行田北本環境資源組合情報公開・個人情報保護審議会
条例

議案第5号 鴻巣行田北本環境資源組合行政不服審査会条例

議案第6号 鴻巣行田北本環境資源組合職員の勤務時間、休日及び休暇
に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 特別職職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正す
る条例

議案第8号 鴻巣行田北本環境資源組合特別職職員の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
増加及び同組合の規約変更について

第4 議案第10号 平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算

第5 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	細谷美恵子 議員	1 組合活動の広報について ①現在どのような形で行なっているか。 ②今後の広報計画は。

第6 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程のほか

議案第11号 鴻巣行田北本環境資源組合の金融機関の指定について

○ 出席議員（14名）

1番	川崎葉子	議員	2番	金子雄一	議員
3番	細谷美恵子	議員	4番	梁瀬里司	議員
5番	松島修一	議員	6番	渡邊良太	議員
7番	大塚佳之	議員	8番	坂本晃	議員
9番	小林友明	議員	10番	香川宏行	議員
11番	岸昭二	議員	12番	金子真理子	議員
13番	阿部慎也	議員	14番	吉田豊彦	議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

工藤正司	管理者
原口和久	副管理者
現王園孝昭	副管理者
堀口真弘	会計管理者
小澤敬臣	監査委員
小林乙三	参与
長島祥一	参与
加藤一男	参与
小巻政史	参与
関口泰清	参与
長島良和	参与

○ 事務局職員出席者

事務局長	森	光	弘
事務局次長	片	寄	仁
事務局次長	程	塚	勲
副参事	鈴	木	健
書記	今	井	剛

午後 2時 05分 開議

△諸般の報告

○森 光弘事務局長 開会に先立ちまして、事務局から事務連絡が、1点ございます。本日の議会終了後ですが、一旦休憩の後、事務局から報告事項がございますので、お時間をいただきますようお願いいたします。連絡事項は以上でございます。

午後 2時 07分 開会

○吉田豊彦議長 本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から、平成28年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を開会いたします。出席議員が14名で定足数に達しておりますので議会は成立しております。

△議事日程の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程を報告いたします。

事務局をして朗読いたさせます。 ————— 事務局。

[事務局朗読]

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により議長において指名いたします。

5番 松島 修一 議員

6番 渡邊 良太 議員

以上2名の方によりしくお願いいたします。

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してあり

ましたので、その結果について報告を求めます。

————— 議会運営委員長 10番 香川宏行 議員。

[香川宏行議会運営委員長登壇]

○香川宏行議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月12日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日一日とし、議事日程をお手元に配布いたしました。平成28年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり本議会定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第1号ないし第9号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、議案第1号ないし議案第9号を一括議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。 ————— 管理者。

[工藤正司管理者 登壇]

○工藤正司管理者 本日、ここに平成28年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、多岐にわたる重要案件につきましてご審議いただきますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

改めて、議員皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き本組合へのご尽力、ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、新施設建設事業につきましては、新施設建設等検討委員会から答申を頂いた一般廃棄物ごみ処理基本計画等について、3市市民を対象に説明会を開催した後、パブリックコメントを経て、広く市民の意見を頂戴しながら策定し、この度決定をいたしました。

また、新施設建設予定地に係る合意形成については、鴻巣市郷地、安養寺地区の関係する皆様のご協力により地元懇談会を開催し、周辺環境整備について要望等をお聞きしたところであります。詳細につきましては、事業の進捗状況等と合わせまして、議会終了後に事務局から報告いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本定例会に提出いたしました各議案につきまして、議事日程の順に従いまして、順次ご説明申し上げます。なお、細部につきましては、後ほど、事務局長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ただいま、上程いたしました議案第1号ないし議案第9号までにつきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号鴻巣行田北本環境資源組合行政手続条例ないし議案第5号鴻巣行田北本環境資源組合行政不服審査会条例の5議案につきましては、行政不服審査法の全部改正並びに社会保障、税番号制度が施行されることに伴い、構成市においても、関係条例等の整備を行っているところでございますが、当組合の現状といたしまして、許認可権に伴う不服申立てや個人情報の取扱い等がほとんどなかったことから、情報公開条例を除き未整備な状況でございました。

こうしたことから、関係条例の整備を行うため、条例の制定並びに全部改正をしようとするものでございます。

次に、議案第6号鴻巣行田北本環境資源組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員法の改正に伴い、条項のずれが生じることから、規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第7号特別職職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する

条例は、被用者年金制度の一元化等に係る法令の施行に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第 8 号鴻巣行田北本環境資源組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、鴻巣行田北本環境資源組合行政不服審査会条例の整備に伴い、行政不服審査会の委員報酬について、所要の整備を行うため条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第 9 号埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更については、当組合が加入しております埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございまして、地方自治法第 290 条の規定により、本案を提出するものでございます。

以上で、議案第 1 号ないし議案第 9 号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第 1 号ないし議案第 9 号の細部説明を求めます。

————— 事務局長。

[森 光弘事務局長 登壇]

○森 光弘事務局長 それでは、議案第 1 号ないし議案第 9 号について、順次細部説明を申し上げます。

それでは、お手元に配布してございます議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 号鴻巣行田北本環境資源組合行政手続条例は、全部改正が行われた行政不服審査法の改正内容を踏まえ、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、新施設建設事業の推進等に伴い関心の高まる組合運営における公正の確保と透明性の向上、構成住民の権利利益の充実を図るため、新たに制定をしようとするものでございます。

まず、2 ページをお開き願います。この条例は目次にありますように、第 1 章から第 7 章までの 38 条と附則によって構成するものでございます。大きな柱といたしましては、申請に対する処分、不利益処分、行政指導、処分等の求め、届出について規定するものでございます。第 1 章の総則でございますが、条例の設置目的、用語の意義、法第 3 条第 1 項で規定する適用除外規定等を定めるものでございます。

次に 4 ページをお願いいたします。上から 6 行目になりますが、第 2 章申請に

対する処分でございますが、第5条から、第11条まででございます。これは、住民からのそれぞれの条例規則に基づいて許認可を受けるための申請がなされる場合、一般的にどのような要件に該当すれば許認可を受けられるかといった、その許認可を受ける場合の要件となる審査基準を具体的に定め、公表することを規定し、住民がその基準を事前に知り得て、申請を行いやすくするというものでございます。

また、申請が出されてからおおむね何日ぐらいで許認可が受けられるか、一般的な標準処理期間を定めまして公表することを規定し、申請が出されたときは遅滞なく審査を開始して、審査が停滞するといった問題の解消を図りますとともに、申請に対する許認可を受け入れない場合には、不許可理由の提示を義務付けるものでございます。さらに、第三者の利害を考慮すべきことが、許認可の要件とされているものにつきましては、必要に応じて第三者の意見を聞くよう努めることとしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。上から2行目になりますが、第3章不利益処分でございます。第12条から第29条にわたって規定するものでございます。この章では、不利益処分をする場合の基準を定め公表するとともに、不利益処分で許認可等を取り消す等、不利益処分の名宛人に対して重い処分をする場合には聴聞を行い、比較的軽い処分の場合は弁明の機会の付与を行うことを規定するものでございます。また、不利益処分をする際には、その名宛人に対して原則として不利益処分の理由を提示することとしております。

7ページの後段に第2節として聴聞、それから、12ページ上から2行目になりますが、第3節弁明の機会の付与について規定してございますが、この節では、聴聞の通知の方法、当事者に係る代理人、不利益処分の利害関係に係わる参加人、事案に関する資料の閲覧、聴聞の主宰、審理、調書の作成と報告、弁明の機会の付与の手続きなどについてそれぞれ規定するものでございます。

次に、12ページの下から8行目になりますが、第4章行政指導でございます。第30条から第35条となっております。行政指導は、一般原則として相手方の任意の協力によって実現されるものであり、所掌事務を逸脱してはならないとしております。また、許認可権を背景に行われる行政指導において、これに従わなか

ったとしても不利益な扱いをすることを禁止し、今まで不明確であった行政指導の透明性及び明確性を確保するものでございます。さらに、行政指導をするときは、相手方にその趣旨、内容及び責任者を明確にし、原則としてこれらを記載した書面を交付し、複数のものを対象とする行政指導については事案に応じて指針を定め、原則として公表することとしております。

また、法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、行政指導が、法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、行政指導の中止その他必要な措置を取ることを求めることができるものとし、組合の機関は、必要な調査を行い、法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止その他必要な措置を取らなければならないものとしております。

次に、14ページになりますが、下から3行目第5章処分等の求めでございませう。法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は組合の機関に対し、当該処分又は行政指導を求めることができるものとしております。

15ページ中ほどになりますが、第6章届出でございませう。記載事項に不備がなく必要な書類の添付があり、届出の形式上の要件に適合している場合は、その届け出手続きは完了しているといった到達主義の明確化を規定したものでございませう。

次に、同じ15ページ下から8行目第7章雑則でございませう。聴聞の説明の中で、当該事案について当事者は資料の閲覧ができることを先ほど申し上げましたが、この章では、写しの交付を請求することができ、これの費用負担について規定したものでございませう。

次に、16ページをお願いします。下から2行目附則であります。この条例の施行日を、平成28年4月1日とするものでございませう。

17ページをお願いいたします。議案第2号鴻巣行田北本環境資源組合情報公開条例は、行政不服審査法の改正、社会保障、税番号制度施行、組合行政手続条例及び個人情報保護条例の制定に伴いまして、所要の整備を行うため、条例の全

部を改正しようとするものでございます。

18ページをお願いいたします。この条例は目次にありますように、第1章から第4章までの26条と附則によって構成するものでございます。大きな柱といたしましては、行政情報の公開、審査請求及び行政情報の管理等について規定するものでございます。また、第1章の総則でございますが、条例の設置目的、用語の定義、実施機関及び利用者の責務を定めたものでございます。

19ページをお願いいたします。上から8行目第2章行政情報の公開でございます。第5条から25ページ中段の第18条まででございます。この条例に基づく、権利を行使できるものとしての行政情報請求権者の範囲、公開請求の手続、実施機関の公開義務、非公開情報、公開の範囲、公開請求に対する決定、第三者に対する意見書提出の機会の付与、公開の実施、他の制度との調整、費用負担等、行政情報の公開に関する一連の指針を定めたものであります。

続きまして、25ページ中段になりますが、第18条において、第5条で行政情報請求権者を定めておりますが、それ以外のものについても、公開請求の道を閉ざすことなく、行政情報の公開の申出があった場合には、これに応ずるよう努めるものとしております。

同じく25ページ下から9行目第3章審査請求でございます。公開決定等について行政不服審査法による審査請求があった場合、審査請求に対して裁決をする実施機関は、各号に該当する場合を除き、審査会に諮問するものとして、答申を受けた場合には、これを尊重して、速やかに審査請求についての採決をするものとしております。また、諮問した旨を審査請求人及び参考人等に対して通知するとともに、第三者からの審査請求を棄却する場合の手続等について定めております。

次に、26ページをお願いします。下から8行目第4章補則でございます。行政情報の適正な管理、行政情報を検索するための資料を作成し、閲覧に供するとともに、情報公開の総合的な推進に努め、行政情報の公開の実施情報を公開するものとしております。なお、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定めるよう委任することを規定しております。

最後に、27ページにございます附則でございますが、第1項は、この条例の

施行日を平成28年4月1日と定めてございます。第2項は、この条例の適用範囲を、施行日以後に作成し又は取得した行政情報と定めております。

次に、第3項は、経過措置として、適用日以前に作成し又は取得した行政情報の取扱いについて定めてございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。議案第3号鴻巣行田北本環境資源組合個人情報保護条例は、社会保障、税番号制度の施行及び組合が保有する個人情報等の適正な取扱いに関し、所要の整備を行うため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

29ページをお願いします。この条例は目次にありますように、第1章から第6章までの38条と附則によって構成するものであります。大きな柱といたしましては、個人情報の取扱い、管理、開示等の請求、審査請求、補則について規定するものであります。第1章の総則でございますが、条例の設置目的、用語の定義、実施機関、事業者及び住民の責務を定めたものでございます。

次の30ページ下から10行目第2章個人情報の取扱いでございます。第6条から33ページ中段第10条まででございます。これは、個人情報は大変重要な情報であり、保護に対する最大限の配慮が必要なことから、実施機関が行う個人情報の取扱いについて、収集の目的の明確化、収集手段の制限の原則、基本的人権を侵害する恐れがある情報の収集禁止、例外的な収集及び収集した個人情報取扱事務の届出、取扱事務の目録の作成、閲覧、並びに利用及び提供の制限を行い、本人の知らないところで、個人情報や特定個人情報が他の目的に利用されたり、第三者に提供されることのないように、個人に関する情報の独り歩きを防止し、状況を常に把握するために適正な措置をとることを定めております。さらに、個人情報を取扱う組合のパソコン等については、通信回線の結合により、情報の流失等が懸念されるため、電子計算組織の結合を原則禁止とすることを定めてございます。

33ページ下から10行目になりますが第3章個人情報の管理でございます。第11条及び第12条でございます。これは、個人情報の正確性、安全性の確保を実施機関に義務づけるとともに、実施機関が個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外のものに委託した場合を含め、必要な措置を講じる責務を定めてござ

います。

次に、34ページをお願いします。上から9行目第4章個人情報の開示等の請求でございます。第1節個人情報の開示としまして、第13条から38ページ第22条まででございます。これは、この条例に基づく、個人情報の開示請求権者、開示請求の手続、実施機関の開示義務、不開示情報、開示の範囲、開示請求に対する決定、第三者に対する意見書提出の機会の付与、開示の実施等、個人情報の開示に関する一連の指針を定めたものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。38ページ中段になりますが、第2節個人情報の訂正等の請求及び是正の申出でございます。第23条から第29条でございます。これは、実施機関が保有する個人情報に、事実と誤りがあった場合、個人の権利利益を侵害する恐れが生じることから、これを防止するため、個人情報の内容に誤りがあると認められる場合には、訂正、削除及び目的外利用等の中止の権利を定めるとともに、訂正等の請求の手続及びこれに対する実施機関の決定等について定めてございます。さらに、第29条では、本来の業務目的のために収集利用されることが原則である個人情報を目的外に利用、あるいは実施機関以外へ提供していると認めるものは、その取扱いの是正を求めることができると及び申し出の手続方法、実施機関の処理と通知の義務について定めたものでございます。

次に、40ページをお願いします。40ページ中段になりますが、第5章審査請求でございます。第30条から第32条でございます。これは、開示決定等及び訂正決定等について行政不服審査法による審査請求があった場合、審査請求に対して裁決をする実施機関は、各号に該当する場合を除き、審査会に諮問するものとし、90日以内に採決を行うよう努めるものとしております。また、諮問した旨を審査請求人及び参考人等に対して通知するとともに、第三者からの審査請求を棄却する場合の手続等について定めております。

次に、41ページをお願いいたします。41ページ中段になりますが、第6章補則でございます。他の制度との調整、費用負担、苦情の処理、個人情報の開示等の実施状況の公表、事業者に対する措置について定めてございます。なお、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定めるよう委任することを規定

しております。

最後に、42ページにございます附則でございますが、第1項は、この条例の施行日を平成28年4月1日と定めてございます。第2項及び第3項は、経過措置としまして、現に組合が保有している個人情報の取扱いについて定めてございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。議案第4号鴻巣行田北本環境資源組合情報公開・個人情報保護審議会条例は、情報公開条例の全部改正及び個人情報保護条例の制定に伴いまして、制度の適正かつ円滑な運営を図るため、新たに制定しようとするものでございます。

次の44ページをお願いいたします。第1条は、設置の根拠を規定したものでございます。なお、この審議会につきましては、常設に伴う費用対効果及び委員の確保等を考慮いたしまして、案件ごとに設置する非常設型の審議会となっております。

第2条は、審議会の審議内容と役割について定めたものでございます。

第3条は、組織として、委員を6名以内と定めてございます。なお、委員の選任につきましては、本審議会の主な対象が、3市の住民となりますことから、今後、構成市の審議会の委員さんから、案件を考慮し適任者を選出、依頼する方法を取り入れたいと考えております。

第4条は、審議会の委員の人選、構成に当たっては、特に個人情報を他人に知らせてはならないという本制度の性格から考えて慎重を期するものとし、個人情報の取扱いについての識見を特に有する者、及び情報公開条例の趣旨及び本制度の性格を考慮し管理者が委嘱すること及び委員の解任並びに守秘義務を定めたものでございます。

第5条は、会長の設置、選出方法、任務についての定めでございます。

第6条は、情報公開、個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営等を確保するため、審議に必要があると認めた場合に、関係者に対し意見聴取及び資料の提出を求めることができることを定めたものでございます。

第7条は、審議会の会議の招集、議長、運営について定めたものでございます。

第8条は、会議録の作成について、定めたものでございます。

第9条は、審議会の庶務を所管する課について、定めたものでございます。

第10条は、規則等への委任について定めたものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を平成28年4月1日からと定めてございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。議案第5号鴻巣行田北本環境資源組合行政不服審査会条例は、情報公開条例の全部改正、行政手続条例及び個人情報保護条例の制定に伴い、行政不服審査法及び組合条例に基づく審査請求に対応するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。なお、構成市におきましては、情報公開・個人情報保護審査会が設置されておりますことから、これらと切り離して、行政不服審査会を新たに設置することとなるかと存じますが、当組合では、現在、情報公開・個人情報保護審査会が未設置でありますことから、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく審査請求についても、この審査会で対応するものでございます。

47ページをお願いいたします。

第1条は、この条例の趣旨を定めたものでございます。

第2条は、設置の根拠を規定したものでございます。なお、行政不服審査法第81条第2項の規定で、機関を常設した場合、費用対効果が低く、委員の適任者を確保することが困難な場合などの時は、事件ごとに第三者機関を設置できるとされておりますので、この規定に基づき、審査請求に対応する、非常設型の審査会の設置条例とさせていただいております。

第3条は、組織として、委員を9名以内と定めてございます。なお、委員の選任につきましては、本審査会の主な対象が、3市の住民となりますことから、今後構成市で設置される不服審査会の委員さんから、案件並びに請求者の所在地を考慮し、適任者を選出、依頼する方法を取り入れたいと考えております。

第4条は、審査会の委員の選任基準を定め、管理者が委嘱すること及び委員の解任、守秘義務並びに任期中の活動制限を定めたものでございます。

第5条は、会長の設置、選出方法、任務についての定めでございます。

第6条は、情報公開、個人情報保護制度に基づく諮問についての審査において必要がある場合は、行政情報及び個人情報の提示及び資料の提出を求めることが

できることを定めたものでございます。

第7条は、審査会の会議の招集、議長、運営について定めたものでございます。

第8条は、会議録の作成について、定めたものであります。

次に49ページになりますが、第9条は、審査会の庶務を所管する課について、定めたものでございます。

第10条は、規則等への委任について定めたものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を平成28年4月1日からと定めてございます。

次に50ページをお願いいたします。

議案第6号鴻巣行田北本環境資源組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございまして、地方公務員法の改正に伴い、条ずれが生じることから、規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、お手元でございます参考資料として配布いたしました条例等新旧対照表の1ページをお願いいたします。地方公務員法の改正に伴いまして、条文に項ずれが生じたもので、第1条中第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、51ページをお願いいたします。51ページ附則でございますが、この条例の施行日を平成28年4月1日からと定めてございます。

続きまして、議案書の52ページをお願いいたします。議案第7号特別職職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、地方公務員等共済組合法に規定する年金が厚生年金保険法に一元化されたことから、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、再び参考資料の新旧対照表をお願いいたします。新旧対照表2ページから5ページをお願いいたします。附則第5条の表について、地方公務員災害補償法施行令の一部改正が行われたことにより、年金たる補償及び休業補償につ

いて、補償の受給権者に、同一の事由により厚生年金保険法等他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合に調整を行うことを規定しており、一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、旧共済組合員期間を有する者が一元化法の施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることから、障害共済年金及び遺族共済年金については、厚生年金として調整の対象とすることとなるものでございます。また、地方公務員災害補償法により、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下における、特殊公務への従事又は出張により、加算することとされた額については調整の対象とならないよう、加算額を考慮した調整率を新たに規定するため、表を改めるものでございます。

それでは、再び議案書に戻っていただきまして、議案書の55ページをお願いいたします。下から4行目附則でございますが、第1項は、施行日を公布の日からとし、平成27年10月1日から適用するものと定めてございます。第2項から第4項につきましては、経過措置としまして、適用日前の支給等の取扱いについて定めてございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。議案第8号でございます。鴻巣行田北本環境資源組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これは行政不服審査会条例の整備に伴い、行政不服審査会の会長及び委員の報酬について、所要の整備を行うため条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、再び参考資料の新旧対照表をお願いいたします。新旧対照表の6ページをお願いいたします。右側改正前の表中の第5号を左側の改正後にありますように第6号としまして、第5号として、行政不服審査会会長、委員の報酬額を加えるものでございます。なお、今回の報酬額につきましては、構成3市の情報公開・個人情報保護審査会の報酬額の平均とさせていただいております。

再び議案書に戻っていただきまして、議案書の59ページをお願いいたします。下から2行目附則でございますが、施行日につきましては、平成28年4月1日からでございます。

次に、60ページをお願いいたします。議案第9号埼玉県市町村総合事務組合

を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の変更については、当組合が加入しております埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございまして、平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること、及び同日から皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することに伴い、規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき提出するものでございます。

それでは、恐れ入りますが再び参考資料の新旧対照表をお願いいたします。新旧対照表の7ページでございます。別表第1及び第2ともに、皆野・長瀬上下水道組合を皆野・長瀬下水道組合に改め、埼玉東部消防組合の次に、草加八潮消防組合を加えるものでございます。

恐れ入りますが再び議案書に戻っていただきまして、61ページをお願いいたします。61ページの下から2行目附則でございますが、施行日につきましては、平成28年4月1日からでございます。

以上で、議案第1号から議案第9号の細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△議案第1号ないし第9号の質疑～採決

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号ないし議案第9号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

議案第1号鴻巣行田北本環境資源組合行政手続条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第2号鴻巣行田北本環境資源組合情報公開条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号鴻巣行田北本環境資源組合個人情報保護条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号鴻巣行田北本環境資源組合情報公開・個人情報保護審議会条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号鴻巣行田北本環境資源組合行政不服審査会条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号鴻巣行田北本環境資源組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号特別職職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する

条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号鴻巣行田北本環境資源組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議案第10号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、議案第10号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。 ————— 管理者。

[工藤正司管理者 登壇]

○工藤正司管理者 それでは、議案第10号平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算について、ご説明申し上げます。

別冊の平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算の1ページをお開き願います。歳入、歳出の総額は、6億4,946万5千円であります。歳出の主なものは、人件費等の総務費、現施設の維持管理業務等の事業費、新たなごみ処理施設における建設業務等の施設整備費などの所要経費について計上したものであります。

次に、これらの事業を実施するための財源ですが、歳入として、構成市からの

負担金、処理手数料、国庫支出金及び繰越金等を計上しております。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第10号の細部説明を求めます。

————— 事務局長。

[森 光弘事務局長 登壇]

○森 光弘事務局長 それでは、議案第10号平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算について、ご説明申し上げます。

平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算の1ページをお願いいたします。

第1条では歳入歳出の総額を、6億4,946万5千円と定めてございます。前年比3,838万9千円の増額計上となっております。

第2条では、本年度新規事業として計上してございます環境影響評価書作成業務委託が3ヵ年の継続事業となりますことから、債務負担行為について定めてございます。

第3条では一時借入金の借入最高額について定めてございます。

次に、歳出からご説明いたしますので、12ページをお願いいたします。なお、カッコ内の数字が、新たな広域の業務に係る経費となっておりますのでよろしくをお願いいたします。1款1項議会費は、200万2千円で全額広域分の計上でございます。前年度と比較いたしまして、99万4千円の増額となっており、主な要因は、視察研修を予定いたしました関係によるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費は、9,282万2千円の計上で、うち6,448万5千円が広域分となっております。219万1千円の増額となっておりますが、主な要因としましては、人件費の増加及び視察研修旅費の新規計上によるものでございます。

なお、広域分の増加額1,378万円につきましては、現施設分と広域分の人件費割合の変更及び会計事務の変更に伴う財務会計システム等の導入に伴うものでございます。

次に、2項1目監査委員費、3項公平委員会費、1目公平委員会運営費でございますが、前年と同額の計上となっております。

次に16ページにまいりまして、3款1項事業費でございますが、全額現施設分として、4億7,334万5千円の計上で、1,405万2千円の減額となっております。主な要因は、1目事業総務費で、592万4千円の減額となっておりますが、平成27年度に実施しました焼却処理施設精密機能検査業務委託及び事業用器具刈払機購入の業務完了に伴うものでございます。

また、新規に負担金として、技術管理者及び防火管理者の講習受講料を計上しております。

次に、18ページをお願いいたします。2目維持管理費は、25万9千円の減額ですが、修繕費や点検整備など例年並みの計上でございます。3目塵芥処理費で、800万8千円の減額となっております。主な要因は、施設の稼働及び搬入量等の状況から、11節需用費の電気料、及び13節委託料の焼却灰等運搬、処分業務委託料の見直しを行い、減額となったものであります。

次の4目地元対策費は、例年並みの計上でございます。

次に、5目基金費で、財政調整基金の設置に伴う預金利子として、今年度の実績を基に、13万9千円を増額計上しております。

次に、20ページをお願いいたします。4款1項施設整備費でございますが、全額広域分として、7,912万4千円を計上し、4,925万6千円の増額となっております。主な要因といたしましては、21ページ説明欄13節委託料にございます測量調査業務委託料、地質調査業務委託料、施設整備基本計画策定及びPFI導入可能性調査業務委託料及び環境影響評価書作成業務委託料を措置したことに伴い生じたものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。5款1項公債費につきましては、一時借入金等が生じた場合の利子を、前年同様に計上したものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。6款1項予備費につきましても、現施設及び広域分について、前年と同様に計上したものでございます。

次に、26ページから35ページにつきましては、組合職員等の給与費明細書、続きまして36、37ページは、債務負担行為の調書、最後の38ページにつきましては、規約に基づく組合負担金の調書となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして8ページをお願

いたします。1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、5億981万2千円で、1,554万1千円の増額計上となっております。主な要因は、歳出でご説明いたしましたとおり、広域分の増加によるものでございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料につきましては、9,180万1千円の計上で、前年と同額の計上となっております。過去の実績を基に、事業系搬入量について月510tの搬入を見込んだものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、新たな処理施設建設事業関係に対する国からの循環型社会形成推進交付金を新規計上したものでございます。なお、補助率につきましては、対象事業費の約3分の1を予定しております。

10ページをお願いいたします。4款財産収入、1項財産運用収入につきましては、現在積立てております財政調整基金の利子を計上しております。

次に、5款繰入金、1項基金繰入金につきましては、科目存置として、1千円を計上しております。

次に、6款1項繰越金につきましては、2,600万円で、100万円の増額計上となっております。主な要因は、現施設分については、財政調整基金の設置に伴い、前年度繰越金について、平成27年度の歳入超過額及び不用額等の見込みによるものでございます。また、広域分につきましても、前年度繰越金から600万円を計上しております。

次に、7款諸収入につきましては、前年と同様の計上となっております。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[質疑者挙手]

○吉田豊彦議長 質疑の通告がありますので、発言を許します。

————— 3番 細谷美恵子議員。

○3番 細谷美恵子議員 先ほどの全協に引き続き21ページの金額について、補

助率についてお伺いしましたけれども、その関連ですが、この環境調査をすることによって、当該地がもし様々な要因で不適合となった場合に、どのようにお考えになるのかということをお伺いしたいと思います。

アセスメントは直前にするアセスメントと、十分時間をかけて構想段階から色々と環境調査をするのは非常に良いことだと思うのですが、そういうふうに時間をかけて様々な観点から環境影響を調査するアセスメントということで3ヶ年の予算を組んでいると思うのですが、今までの過去にもそういうふうになったことがあると側聞しておりますので、もし途中で違うというようなことになった場合、事業直前のアセスメントもあると聞きますが、こういう形で28年度から環境影響調査を始めることについて、もし途中で何か不適合となった場合、どういうふうにお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○程塚 勲次長 お答えいたします。今までの例としまして、一般廃棄物処理施設を造る上で、環境アセスをやってできなくなるような、環境の悪化ということは例がないというふうに考えております。また、環境アセスメントを実施しまして、課題が明らかになりますので、課題が明らかになりました段階で対応策を考えまして、事業を進めてまいりたいと考えております。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。

○3番 細谷美恵子議員 ありません。

○吉田豊彦議長 次に、13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 19ページ3目塵芥処理費、この13節の焼却灰等運搬業務委託料並びに焼却灰等処分業務委託料、トン数はおそらく同じだと思いますが、このトン当たりの処分単価についてお尋ねいたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○片寄仁志次長 それでは、阿部議員さんのご質疑に対してお答え申し上げます。

焼却灰等運搬業務委託料につきましては、焼却灰とばいじんがございますが、それぞれ出し方が違いますので、単価としましては、トン当たり焼却灰については税抜き2,900円で、ばいじんにつきましては4,700円となっております。処分費につきましては、焼却灰が税抜き22,500円、ばいじんが税抜き

60,000円になっております。全体の処理量としましては、焼却灰が3500トン、ばいじんが500トンとして計上させていただいております。よろしくお願いたします。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。

○13番 阿部慎也議員 はい、わかりました。

○吉田豊彦議長 他に質疑のある方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 他に質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△議案第10号の討論、採決

○吉田豊彦議長 次に、議案第10号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。次に、採決いたします。

議案第10号平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。

○吉田豊彦議長 暫時休憩いたします。

午後 3時 15分 休憩

午後 3時 25分 再開

○吉田豊彦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第11号の日程追加、提案説明

○吉田豊彦議長 この際、ご報告いたします。

お手元に配布したとおり、本日、管理者から議案一件が追加提出されました。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。追加提出されました議案第11号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、追加提出された議案第11号を直ちに議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

〔工藤正司管理者 登壇〕

○工藤正司管理者 それでは、議案第11号鴻巣行田北本環境資源組合の金融機関の指定について、ご説明申し上げます。

組合の金融機関を指定したいので、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、本案を提出するものであります。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第11号の細部説明を求めます。

——— 事務局長。

〔森 光弘事務局長 登壇〕

○森 光弘事務局長 それでは、議案第11号について、細部説明を申し上げます。

本案は、平成28年度より組合の本来の業務として独自での会計事務を実施するにあたり、地方自治法第235条の規定に基づき金融機関を指定するため、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、提出するものでございます。内容といたしましては、指定する金融機関の名称は、株式会社埼玉りそな銀行、指定を開始する日を平成28年4月1日からとしております。なお、議決後は、裏面にありますように組合告示により周知を図る予定でございます。また、今回指定する株式会社埼玉りそな銀行は、構成3市の指定金融機関となっております。

以上で、議案第11号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△議案第11号の質疑～採決

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第11号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第11号鴻巣行田北本環境資源組合の金融機関の指定について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。

△一般質問

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

————— 3番 細谷美恵子議員。

[3番 細谷美恵子議員 登壇]

○3番 細谷美恵子議員 通告に基づき、ご質問いたします。

平成26年4月1日鴻巣行田北本環境資源組合が設立され、この4月で丸2年になります。本組合は小針クリーンセンター焼却施設の老朽化問題に直面しており、またそれに代わる新しい施設を建設するとの検討が行われているところであります。もとより、ごみ処理業務は市民生活に大きな影響を持つ重要な業務であり、ごみ問題は市民にとって大きな関心事でもあります。そこで、当組合においては構成3市の市民に対し、この組合活動の運営状況、他各種情報等を共有すべく広報活動を十分に行っているでしょうか。活動内容の見える化、情報の公開は、市民の皆さんのご理解ご協力を得るために必要不可欠なものと考えます。情報化社会の現代は、多くの情報に翻弄され判断が難しくなることもあります。しかし、

逆に情報の出し惜しみは無用な疑心暗鬼を産み出し、不安に駆られる原因にもなります。どちらにしても有益とは言えません。正しい情報を的確に適時伝え続けることが重要と考えます。

そこでお尋ねいたします。1点目として、現在本組合の広報の手段にはどのようなものがありますか。

2点目として、3市構成市は市報等でそれぞれ広報活動をされていますか。

そして、3点目として、鴻巣市、北本市が構成市となっている埼玉中部環境保全組合では広報誌埼玉中部環境センターだよりを発行しています。8ページ物で発行頻度は年2回。そしてホームページに加えて電子ブックもあります。組合広報誌はほかにも多くあります。例えば東埼玉資源環境組合は広報リユースという組合広報誌を年4回発行し、新聞折り込みという形で配布しています。また、組合を構成する5市1町、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の廃棄物処理担当課の窓口にも置いてあるということです。出来るだけ市民の手に届きやすい方法を取っているようです。本組合はなぜ同じように広報誌を作らなかったのでしょうか。何か理由がありますか。これが3点目です。

次に、今後どのように組合活動の周知を進めていく計画か、お伺いしたいと思います。私はやはり今のままでは広報活動が足りないと考えます。昨年11月の行田市の市報等では鴻巣行田北本環境資源組合からのお知らせとして、大きくない扱いでパブリックコメント、意見募集など掲載されたりしております。しかし、これを持って当組合の存在、活動を十分伝えているというのは言い難いですし、実際、現在当組合で何が行われているのか、全くご存じない市民もまだまだ多くいると推察します。確かにホームページは作られております。しかしホームページの情報はパソコン等を使って積極的にアクセスしないことには得られません。従って、本組合の情報は積極的な姿勢がないと得られないこととなります。やはり、広く市民の方々に情報提供するには組合の側から積極的に働きかけることが肝要です。紙ベースで、消極的姿勢の方でも容易に情報を得られる、そういう媒体を使って広報すべきと考えます。

そこで質問します。4つ目として、組合活動の周知、情報開示手段としてホームページに加えての情報提供の手段が必要なのではないのでしょうか。お考えを聞

かせて下さい。

5つ目として、その媒体、頻度はどのようなものがよいとお考えですか。

6つ目として、すでに何かご計画があればその計画を教えてください。以上、1回目の質問とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

[森 光弘事務局長 登壇]

○森 光弘事務局長 それでは、細谷議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問の1番目、組合活動の広報について、現在どのような形で行っているかについてお答えいたします。

新組合に移行する前からの事務は、行田市及び鴻巣市吹上地区の可燃ごみの処理と施設の維持管理に関する事務でございましたことから、組合の広報活動につきましては、ごみ処理施設の補修に伴う搬入規制の案内や年末年始の休業のお知らせなどにつきまして、行田市の市報への掲載や吹上支所からの情報提供、案内文の窓口配布、場内にお知らせを掲示するなど、住民生活に直結するごみの直接搬入等に関する情報は、関係する構成市とも連携し、周知を図っているところでございます。

また、平成26年度から新施設建設事業が加わったことから、平成26年7月に組合のホームページを開設し、組合の運営状況、公害測定結果及び新施設建設関係、組合議会に関する事など、組合の各種事業につきまして、情報提供を行っているところでございます。

また、ごみ処理施設の建設候補地の地元への広報活動につきましては、地元懇談会を開催し情報提供するとともに、組合のホームページや構成市の広報紙の活用、地元向けのチラシを発行して、説明会や懇談会の議事内容などにつきまして報告をしているところでございます。

ご質問の2番目の今後の広報活動につきましてでございますが、新たに広報紙を発行する計画は、現在はございませんが、住民の皆様には、組合のホームページや構成市の市報を活用して、積極的に情報を提供してまいりたいと考えております。

また、新施設の整備に併せまして、今後、ごみ処理に係る収集のルールの変更

等が考えられますことから、広報活動が重要であると認識しており、説明会や組合のホームページ、構成市の市報等を通じて、住民の方々にご理解、ご協力いただけるように努めてまいりたいと考えております。こうしたことから、引き続き構成市とも密接に連携し、広報活動の在り方も含めて検討を加え、充実を図ってまいりたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 再質問ありますか。——— 3番 細谷美恵子議員。

○3番 細谷美恵子議員 私のご質問したいことの一番の要旨は、積極的にホームページ等を使ってということなのですが、ホームページというのは全ての方に通用する媒体ではございませんので、そういう意味でこの環境資源の問題については、全部の方になるべく広くということで、先ほどから広報誌、紙媒体で発行されたらどうですかということなので、ここについて考えてはいないということですが、事務局の方からすれば重要だということは認識しているというふうに、私も今伺ったと思うのですが、他の組合でできていることがどうしてできないのか、また新施設を造るということで、重要な皆様の関心事だと思いますので、広報誌を作っていくということをお考えにならないのかどうかということを加えてご質問したいと思います。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 事務局長。

○森 光弘事務局長 細谷議員の再質問にお答え申し上げます。

現状につきましては、先ほどお答えしたとおりでございますが、今後の広報手段につきましては、周知の結果や効果等を検証させていただきながら、また、費用対効果も考慮いたしまして、構成市とも相談をさせていただきながら、対応してまいりたいと考えております。

また、近隣の取り組み状況につきましては、今後の当組合の参考となるものでございますので、これを踏まえまして研究を重ねてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上で、組合に対する一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第6、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

△正副管理者協議報告

○吉田豊彦議長 この際、管理者より発言を求められておりますので、発言を許可します。——— 管理者。

[工藤正司管理者 登壇]

○工藤正司管理者 只今は、本日上程いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、ご承認を賜りましたことに、心よりお礼申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、1点ご報告を申し上げます。

本組合正副管理者につきましては、平成26年1月に開催されました構成3市によります第5回ごみ処理広域化協議会におきまして、新組合設立に伴います平成26年度及び27年度の執行部体制について決定し、現体制で組合運営を実施してまいりました。

このような中、平成28年度以降の体制に関しまして、協議を行う必要が生じましたことから、去る2月4日開催しました正副管理者会議におきまして、組合規約第10条第2項、管理者及び副管理者は、構成市の長の協議により構成市の長のうちからこれを定めるの規定に基づき、協議を行ないました。

その結果、新施設建設用地取得等の合意形成を推進するには、地元住民の方々の意向や土地条件に精通する建設地の市長が望ましいこと、また、今後、新施設を含めた将来にわたる街づくりを包括的に推進することとなることなどから、総合的に判断し、平成28年4月1日をもって、管理者を鴻巣市長、副管理者第1

順位を行田市長、副管理者第2順位を北本市長とすることとなりましたのでご報告申し上げます。

終わりに、議員の皆様には、組合運営に対しまして、多岐にわたるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。今後は、原口管理者並びに現王園副管理者と一致協力して、新施設の建設事業を推進してまいりたいと存じますので、引き続き、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。以上、報告を終わります。ありがとうございました。

○吉田豊彦議長 これをもちまして、平成28年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を閉会いたします。

御協力、ありがとうございました。

午後 3時 44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年 月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長 吉 田 豊 彦

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員 松 島 修 一

同 渡 邊 良 太